

<異動届記載にあたっての注意事項>

○注1 (ア)年税額、(イ)徴収済額、(ウ)未徴収税額の記載方法

例) 10月31日に転勤となり、10月分までを転勤前の事業所、11月分以降を転勤後の事業所で特別徴収を行う場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
60,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円

↓

(ア) (イ)徴収済額 25,000円 (転勤前の事業所で徴収する額) (ウ)未徴収税額 35,000円 (転勤後の事業所で徴収する額)

※年税額及び月割額については、特別徴収税額通知に記載されています。

○注2 転勤後の徴収開始月について

長泉町では、毎月1回、届いた異動届をもとに変更の通知を発送します。

毎月20日頃に通知の作成を行うため、通知作成後～月末の届出は翌々月、月初～通知作成までの届出は翌月の通知発送となります。

徴収開始月は何月を指定していただいても問題はありませんが、月割額の通知発送は上記のとおりとなりますので、ご注意ください。

(※事務処理上、早めに新規の指定番号・月割額を確認したい場合は、電話での連絡が可能です。欄外や送付文等にその旨ご記載ください。)

○注3 納入書の要否について

納入書の送付が必要な場合は「1」を不要な場合は「2」を記載してください。

既に特別徴収を行っている場合で、金額が変更になる場合は「1」を選択いただいても納入書の発送は行いません。

お手元の納入書の金額を修正してご使用ください。

○注4 年度について

1月～5月に提出された異動届については、「両年度」に○がされている場合、新年度(6月～)も異動処理を行います。

「現年度」に○がついている場合は、新年度(6月分～)は給与支払報告書のとおり処理を行います。(別途新年度用の異動届の提出があった場合は除く)

「新年度」に○がついている場合は、現年度(～5月分)の異動処理は行いません。

6月～12月に届出があったものは原則現年度のもののみ異動処理を行います。遡及して異動処理をご希望する場合等は詳細を欄外等にご記入ください。

※両年度にかかる異動で、両年度で課税自治体が異なる場合、お手数ですが届出を両方の自治体にご提出ください。